

概要版

平成 27～29 年度（2015～2017 年度）ゴールドプラン 21 宝塚

宝塚市高齢者福祉計画・第 6 期宝塚市介護保険事業計画

～健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚～

平成 27 年（2015 年）3 月

宝 塚 市

目 次

第1編 総 論

序 章 計画の策定に当たって	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 平成26年度（2014年度）制度改正の概要	2
3 計画の位置づけと期間	2
第1章 高齢者等の現状と将来推計	3
1 宝塚市の人口・被保険者等の現状と推計	3
2 高齢者の現状と対応課題	5
3 日常生活圏域の現況	6
第2章 計画の達成状況と課題	8
1 高齢者福祉計画の達成状況と評価	8
2 第5期介護保険事業計画の達成状況と評価	10
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 計画の基本理念と基本方針	12
2 計画の体系	13

第2編 高齢者福祉計画

第1章 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり	15
第2章 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築	16
第3章 高齢者を支える地域ネットワークづくり	17

第3編 介護保険事業計画

第1章 介護サービスの見込み量	19
第2章 地域支援事業	24
第3章 保険料の算定	26
第4章 介護保険事業の円滑な運営	28

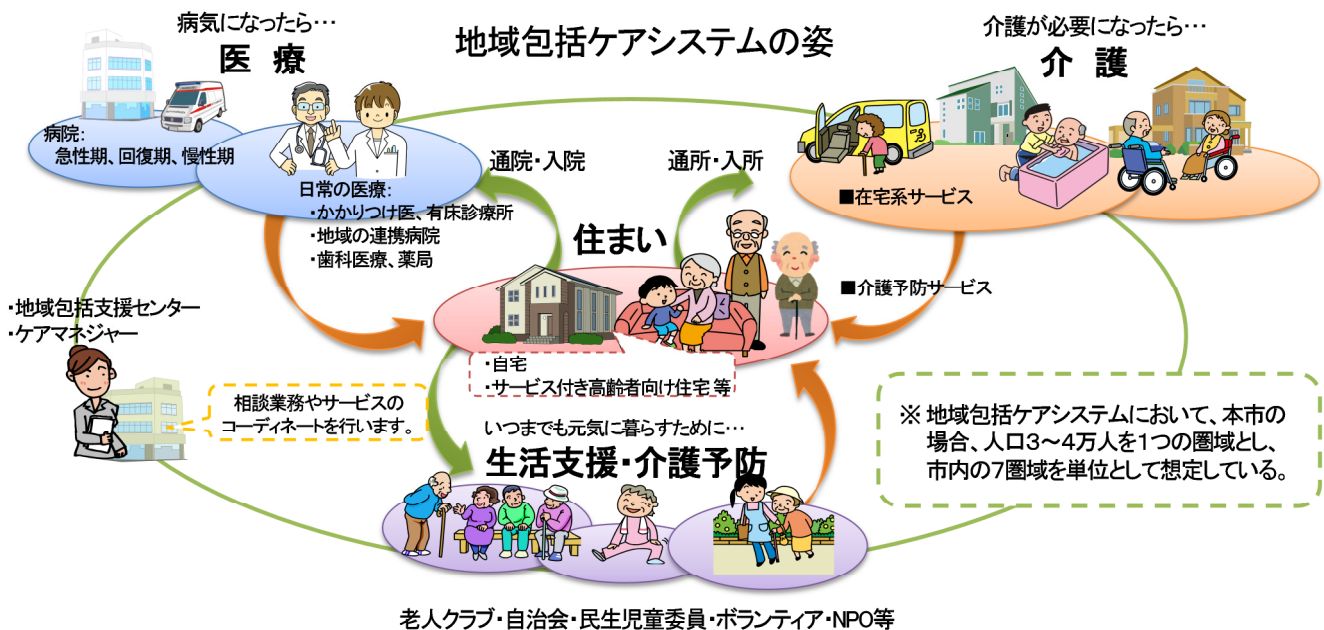
1 計画見直しの趣旨

本市では、「できる限り住み慣れた地域社会の中で、本人の生活能力に合わせた自立生活を送れる」よう高齢者を支える地域ネットワークづくりをはじめ、高齢者の地域生活を支援する多様な施策を展開してきたところである。

この間、介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、順次改正が行われてきた。

このような制度改正を踏まえ、本計画は、これまで本市が進めてきた介護保険制度や高齢者福祉の施策を継続的に取り組むとともに、本市の地域課題・地域資源・高齢化の進展などの実情を踏まえ、「**高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられる**」生活支援体制の構築に向けて、さらなる施策の推進を図ることを目的とする。

図表 1-1 地域包括ケアシステムのイメージ



(資料) 厚生労働省資料に一部加筆

2 平成 26 年度（2014 年度）制度改正の概要

介護保険制度は、平成 26 年（2014 年）6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（「医療介護総合推進法」）に基づき、改正が行われた。

図表 1-2 介護保険制度の改正（平成 26 年度）の主な内容

地域包括ケアシステムの構築	費用負担の公平化
高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防（※）を充実。	低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料の上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。
サービスの充実 ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症（※）施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化 重点化・効率化 ①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定（既入所者は除く）	低所得者の保険料軽減を拡大 ○低所得者の保険料の軽減割合を拡大 給付費の 5 割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大 重点化・効率化 ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

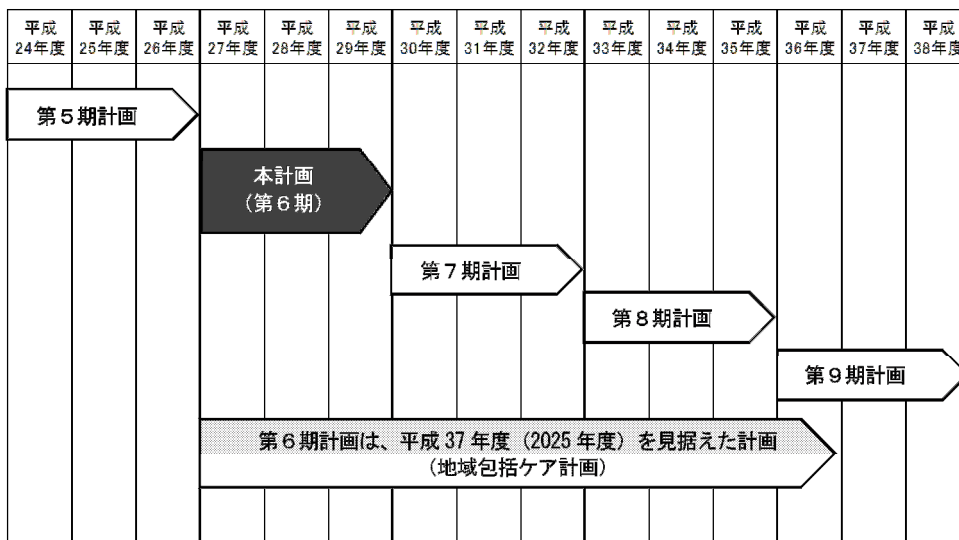
※ このほか、「2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施。

資料：厚生労働省資料より作成

3 計画の位置づけと期間

本計画は、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度（2025 年度）までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを長期目標とするもので、第 6 期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、平成 37 年度（2025 年度）までの各計画期間を通じて、段階的に地域包括ケアシステムの構築をめざすものである。

図表 1-3 計画の期間と位置づけ



第1章 高齢者等の現状と将来推計

1 宝塚市の人口・被保険者等の現状と推計

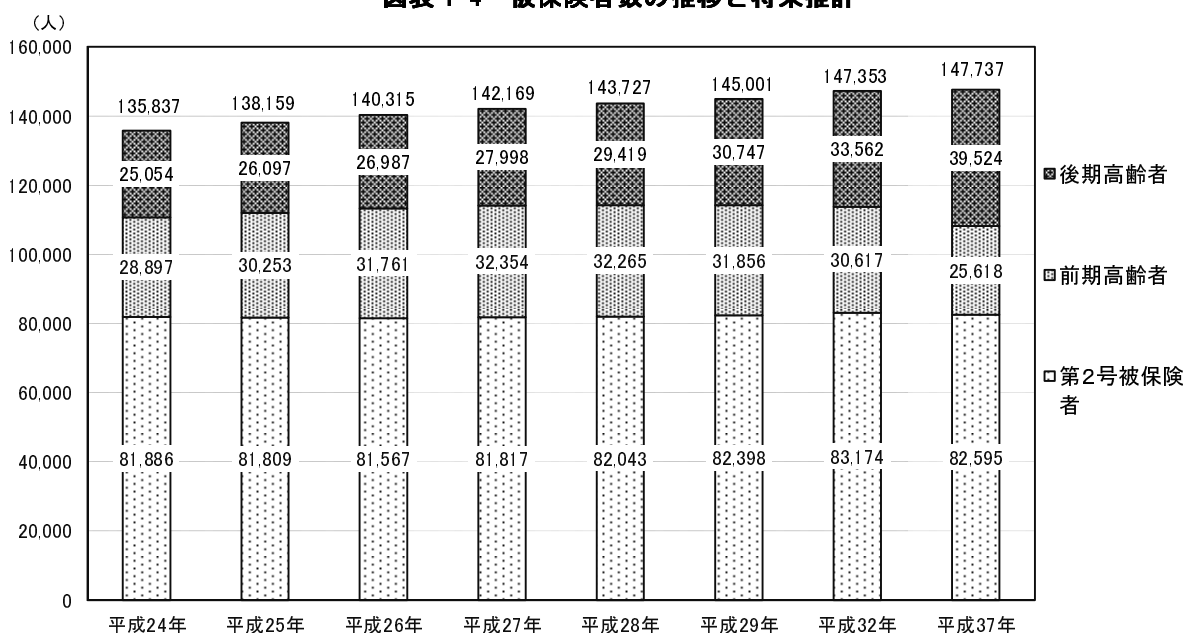
(1) 人口・被保険者数の将来推計

わが国は、すでに人口減少社会に突入しているが、本市については、平成29年(2017年)頃まで人口の微増傾向を維持すると推計される。

本市の高齢化については、平成29年(2017年)は26.7%、平成37年(2025年)は28.2%となる見込みである。

40歳から64歳までの第2号被保険者の数については、平成26年(2014年)が約8.2万人で、今後も、同人口前後で推移すると見込まれる。一方、65歳以上の第1号被保険者の数については、年々増加しており、今後も増加していくことが見込まれる。

図表 1-4 被保険者数の推移と将来推計



図表 1-5 宝塚市の被保険者数の推移と将来推計 (数表)

	第5期			第6期			参考		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年	
総人口	234,019	234,090	234,011	234,256	234,445	234,507	233,968	230,599	
高齢化率	23.1%	24.1%	25.1%	25.8%	26.3%	26.7%	27.4%	28.2%	
第2号被保険者	40歳～65歳未満	81,886	81,809	81,567	81,817	82,043	82,398	83,174	82,595
第1号被保険者	前期(65～75歳未満)	28,897	30,253	31,761	32,354	32,265	31,856	30,617	25,618
	後期(75歳以上)	25,054	26,097	26,987	27,998	29,419	30,747	33,562	39,524
	計	53,951	56,350	58,748	60,352	61,684	62,603	64,179	65,142
被保険者計		135,837	138,159	140,315	142,169	143,727	145,001	147,353	147,737

※ 平成24年～26年は、住民基本台帳人口(各年9月末日現在)。

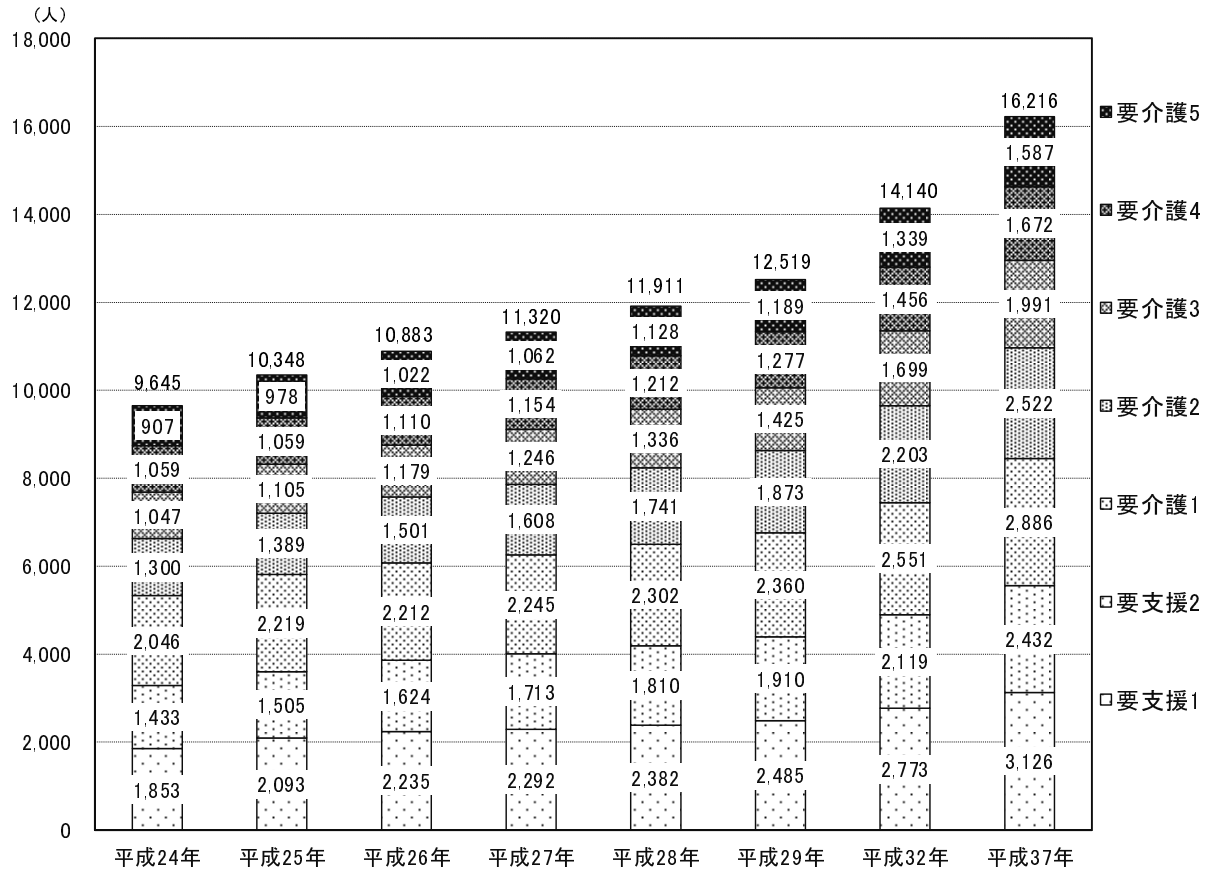
※ 平成27年以降の人口は、平成22年～26年の実績人口からコーホート要因法(※)により推計。

※ 被保険者について：介護保険制度では、40歳以上の人が介護保険に加入し被保険者となり、被保険者は以下の2つに区分される。第1号被保険者：65歳以上、第2号被保険者：40歳以上65歳未満

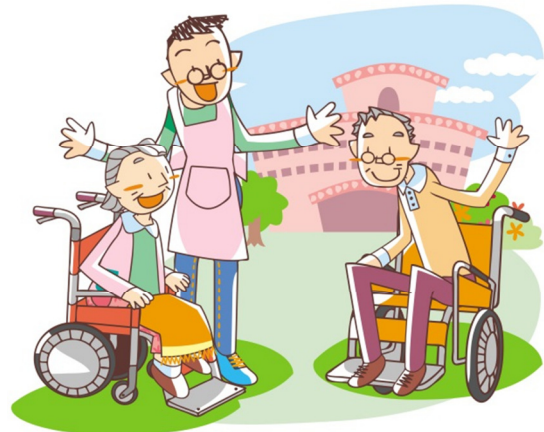
(2) 要介護（要支援）認定者の将来推計

要介護・要支援認定者数については、平成29年（2017年）が12,519人（平成26年（2014年）から15%増）、平成37年（2025年）が16,216人（平成26年（2014年）から49%増）と見込まれる。

図表 1-6 要介護・要支援認定者数の推移と将来推計



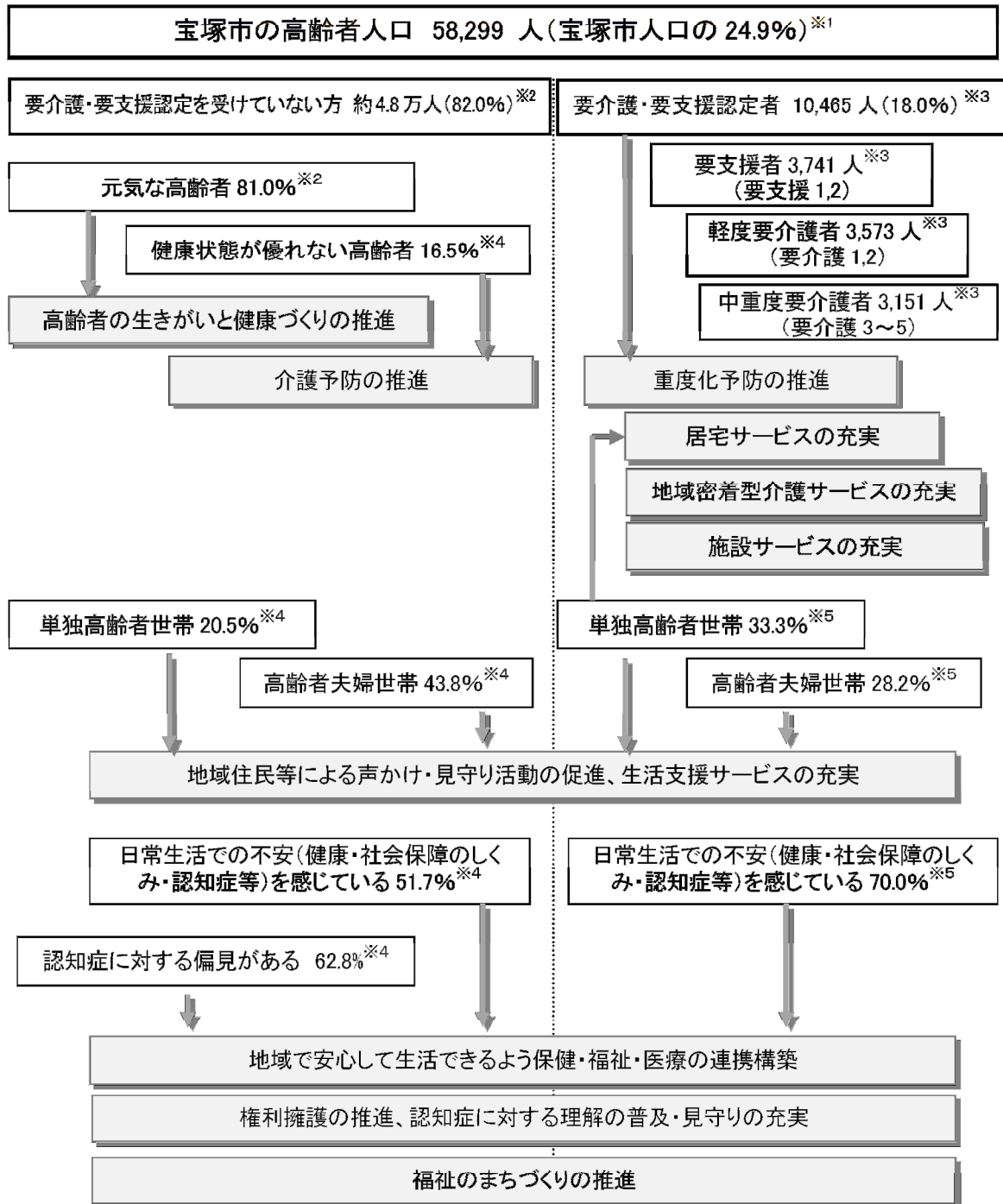
※ 平成24年～26年は実績、平成27年以降は推計（各年9月末現在）である。



2 高齢者の現状と対応課題

本市の高齢者の現状と対応課題については、要介護・要支援認定者の有無や家族構成、高齢者ニーズ調査などにより整理すると、図表 1-7 のとおりである。

図表 1-7 高齢者の現状と対応課題



※1 住民基本台帳(平成26年7月末日現在)による。

※2 住民基本台帳(平成26年7月末日現在)から、同時期の要介護・要支援認定者(第1号被保険者)数を除いた数値

※3 要介護・要支援認定者(第1号被保険者)数(平成26年7月末日現在)

※4 宝塚市「一般高齢者調査」結果による。

※5 宝塚市「在宅要介護者需要調査」結果による。

3 日常生活圏域の現況

(1) 日常生活圏域の現況

本市では、まちづくり活動等に基づく7つの地域割が定着していることや、その地域割に依拠して基盤整備等を推進してきた経緯、さらに人口規模や社会的条件等を総合的に勘案し、7つの地域を「日常生活圏域」と設定している。

今後も、圏域における高齢者の実態把握や地域ケアの充実に努め、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう基盤整備を図っていく。

図表 1-8 日常生活圏域の概要



※住民基本台帳（平成26年7月末日現在）

※要介護・要支援認定者数は第2号被保険者を含まない
（平成26年7月末日現在）

(2) 日常生活圏域別高齢者等の現況

各ブロックの高齢者の現状については、宝塚市「日常生活圏域ニーズ調査」(平成26年(2014年)6月実施)の結果によると、以下のとおりである。

図表 1-9 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

項目		市全体	第1ブ ロック	第2ブ ロック	第3ブ ロック	第4ブ ロック	第5ブ ロック	第6ブ ロック	第7ブ ロック	
家族・ 住居	一人暮らしの割合	今回(H26)	22.2%	25.1%	23.0%	25.8%	25.5%	19.9%	21.6%	12.9%
		前回(H23)	22.9%	26.5%	24.4%	24.5%	26.3%	19.1%	23.7%	13.9%
	一人暮らし世帯を除く 2人世帯の割合	今回(H26)	51.4%	53.8%	57.9%	56.9%	49.8%	52.7%	51.1%	35.4%
		前回(H23)	53.6%	55.9%	59.9%	59.1%	54.1%	51.5%	58.9%	32.8%
	持ち家率	今回(H26)	81.5%	80.4%	77.5%	84.6%	72.9%	79.6%	89.4%	86.0%
		前回(H23)	79.3%	77.1%	76.3%	82.2%	72.2%	78.4%	84.7%	85.2%
介助・ 介護	介助・介護を必要と しない割合	今回(H26)	70.5%	70.0%	73.0%	69.3%	71.3%	69.2%	75.8%	63.7%
		前回(H23)	71.1%	68.1%	75.9%	73.4%	66.3%	75.2%	77.2%	59.7%
	介助・介護を必要と する割合	今回(H26)	17.0%	17.1%	16.2%	17.4%	16.3%	16.8%	14.9%	21.8%
		前回(H23)	16.2%	16.6%	13.9%	16.4%	20.5%	13.5%	12.7%	20.7%
	通院の介助の必要 性	今回(H26)	9.9%	8.9%	9.1%	11.2%	10.2%	7.6%	8.2%	15.2%
		前回(H23)	12.2%	12.7%	8.0%	12.4%	13.7%	9.2%	10.2%	21.0%
健康 状況	健康と思う割合	今回(H26)	73.1%	74.9%	73.5%	74.6%	72.0%	70.8%	75.0%	70.4%
		前回(H23)	76.5%	74.8%	81.7%	76.0%	70.0%	75.7%	80.5%	76.5%
	家事のできる割合	今回(H26)	77.5%	77.0%	76.1%	80.0%	78.2%	77.2%	82.0%	70.7%
		前回(H23)	76.0%	75.3%	79.1%	78.3%	72.7%	80.9%	80.5%	63.1%
	通院している割合	今回(H26)	78.2%	82.5%	79.1%	77.3%	76.1%	78.1%	78.0%	75.8%
		前回(H23)	77.4%	77.8%	78.2%	79.9%	78.3%	77.5%	76.3%	73.0%
外出 の 状 況	週1回以上外出する 割合	今回(H26)	86.8%	87.3%	87.2%	87.3%	89.7%	88.7%	88.1%	78.0%
		前回(H23)	86.6%	88.5%	88.9%	87.8%	88.0%	89.2%	91.3%	69.9%
	外出を控えている 割合	今回(H26)	23.5%	23.5%	22.5%	25.4%	21.6%	25.0%	20.3%	26.6%
		前回(H23)	25.6%	25.6%	20.2%	29.6%	30.2%	23.3%	22.1%	29.0%
	昨年と比べて外出 回数が減っている割合	今回(H26)	29.8%	32.3%	29.7%	31.2%	28.7%	30.5%	27.3%	28.8%
		前回(H23)	34.0%	34.2%	30.6%	35.8%	39.5%	35.0%	28.4%	34.7%
地域 活 動	町内会・自治会に参加 している割合	今回(H26)	29.6%	23.3%	20.0%	19.4%	29.8%	31.6%	32.0%	55.1%
		前回(H23)	—	—	—	—	—	—	—	—
	見守りが必要な高齢者 の支援に参加する割合	今回(H26)	7.7%	7.6%	6.8%	5.1%	4.1%	5.5%	5.9%	14.5%
		前回(H23)	—	—	—	—	—	—	—	—
仕事 ・ 趣 味 等	収入のある仕事を持つ 割合	今回(H26)	20.4%	19.8%	19.6%	17.1%	18.3%	20.8%	19.1%	29.3%
		前回(H23)	16.9%	15.7%	16.7%	14.5%	17.8%	18.4%	17.1%	18.5%
	趣味を持つ割合	今回(H26)	82.2%	81.3%	83.8%	80.6%	80.0%	80.5%	87.7%	80.4%
		前回(H23)	80.4%	78.2%	84.7%	81.5%	73.7%	80.9%	87.6%	75.3%
	いきがいを持つ割合	今回(H26)	81.0%	79.5%	82.2%	81.7%	76.4%	80.8%	84.3%	82.3%
		前回(H23)	77.9%	76.4%	77.7%	80.4%	70.2%	81.4%	81.7%	77.6%
サンプル数		今回(H26)	N=3059	N=434	N=444	N=449	N=436	N=452	N=472	N=372
		前回(H23)	N=2905	N=445	N=431	N=433	N=410	N=408	N=426	N=352

資料：前回調査－宝塚市「日常生活圏域ニーズ調査」(平成23年6月実施)
 今回調査－宝塚市「日常生活圏域ニーズ調査」(平成26年6月実施)

第2章 計画の達成状況と課題

1 高齢者福祉計画の達成状況と評価

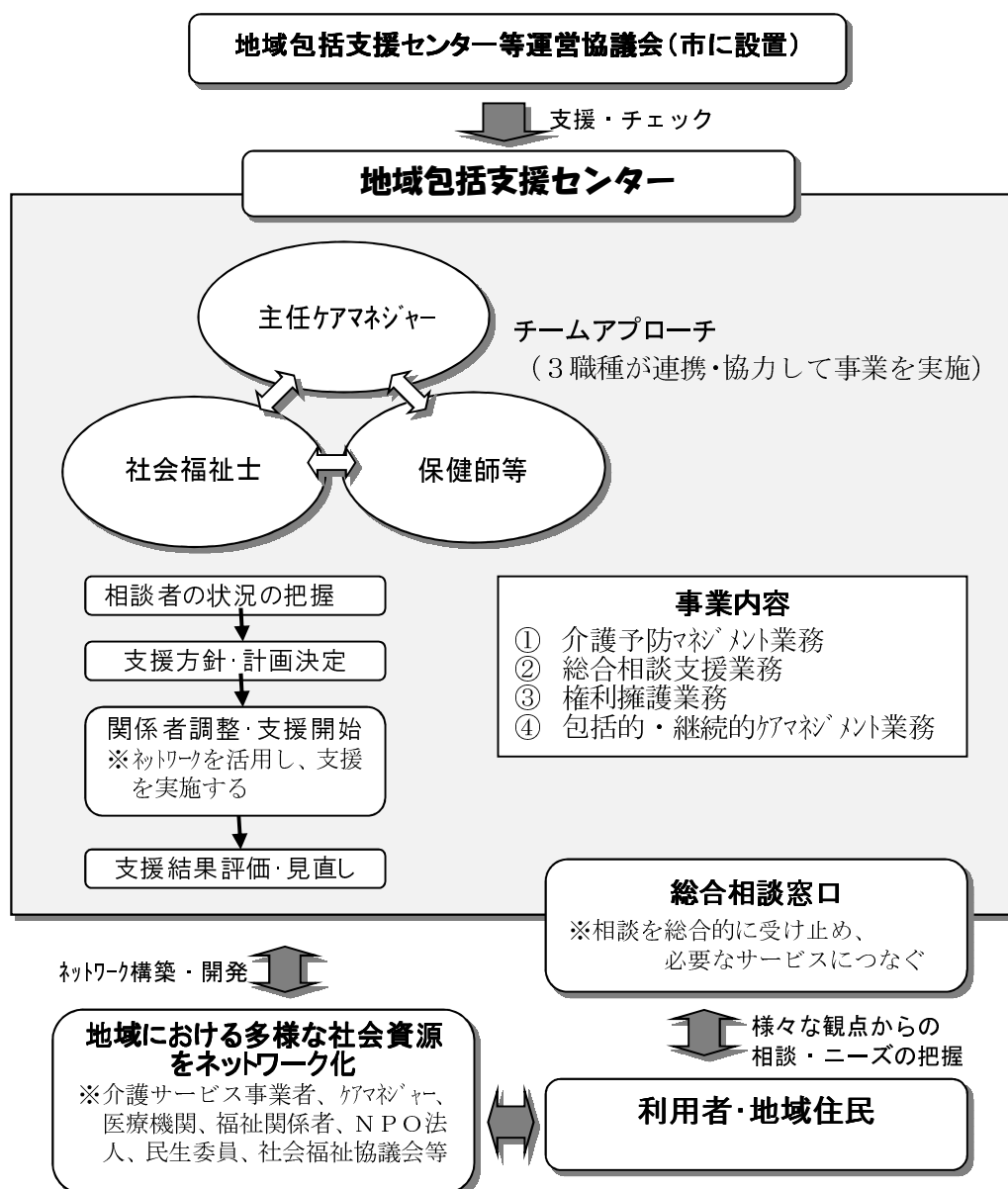
本市では、第5期計画において『健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚』を目指し、「①自分らしくいきいきと暮らせる高齢者の生きがいきづくり」、「②住みなれた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築」、「③高齢者を支える地域ネットワークづくり」の3つの基本方針の下に、事業を展開してきた。

図表 1-10 前期計画における取り組みと今後の課題

前期計画における事業		取り組み	今後の課題
①自分らしくいきいきと暮らせる 高齢者のいきいきづくり	ア 高齢者のいきいきづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・スポーツ等の推進、老人クラブ活動やボランティア活動の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な場へ的高齢者の社会参画のより一層の促進 高齢者のニーズに沿った生涯学習・スポーツ等のメニュー開発や魅力向上 地域貢献活動への参加意欲の喚起
	イ 健康づくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 運動習慣の定着化やバランスのとれた食生活の普及・啓発 高齢者が地域で自立し、はつらつとした生活を送れるよう、各種介護予防事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療、介護予防事業との連携による健康づくり活動の推進 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行・実施に向けた取組
②住みなれた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築	ア 在宅生活を支える多様な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助等サービス事業や、介護ファミリーサポートセンター事業、緊急通報システム事業などの事業の実施 地域支援事業（任意事業）での徘徊高齢者家族支援サービス、在宅高齢者介護手当支給事業、地域自立生活支援事業、成年後見制度利用支援事業及び地域自立生活支援事業（配食サービス）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに制度化された生活支援・介護予防の体制整備の推進による支援体制の充実強化 地域全体での多様な主体によるサービス提供の推進
	イ 認知症支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症フォーラムの開催、リーフレットやパンフレットを活用した周知 認知症サポーター養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する理解、認知症の早期発見・早期対応、見守り体制の整備、医療と介護の連携の構築など
	ウ 高齢者にふさわしい住まい・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に配慮した住まい・施設の普及、住宅のバリアフリー化などへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅のバリアフリー化の推進 福祉のまちづくり条例等に基づく、安全かつ円滑に移動できる快適な歩行空間整備の推進

前期計画における事業		取り組み	今後の課題
③ 高齢者を支える地域ネットワークづくり	ア 地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な相談や支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止に関する相談や権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援や地域ネットワークづくり 総合相談への対応と問題発生の防止のための地域でのネットワークの構築 宝塚市地域包括支援センター等運営協議会の開催による地域密着型サービスの適正な運営・評価 	<ul style="list-style-type: none"> 各包括支援センターの機能強化、今後担うべき役割等の明確化 地域包括支援センターを中核とするネットワークを構築するための地域ケア会議などによる地域づくり 医療と介護の連携による継続的・包括的な支援
	イ 高齢者の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用支援事業や市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施 「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の設置による関係団体の連携、地域への虐待予防に関する啓発・周知 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組の実施 高齢者の虐待防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護や支援 関係者間の連携

図表 1-11 地域包括支援センターの機能

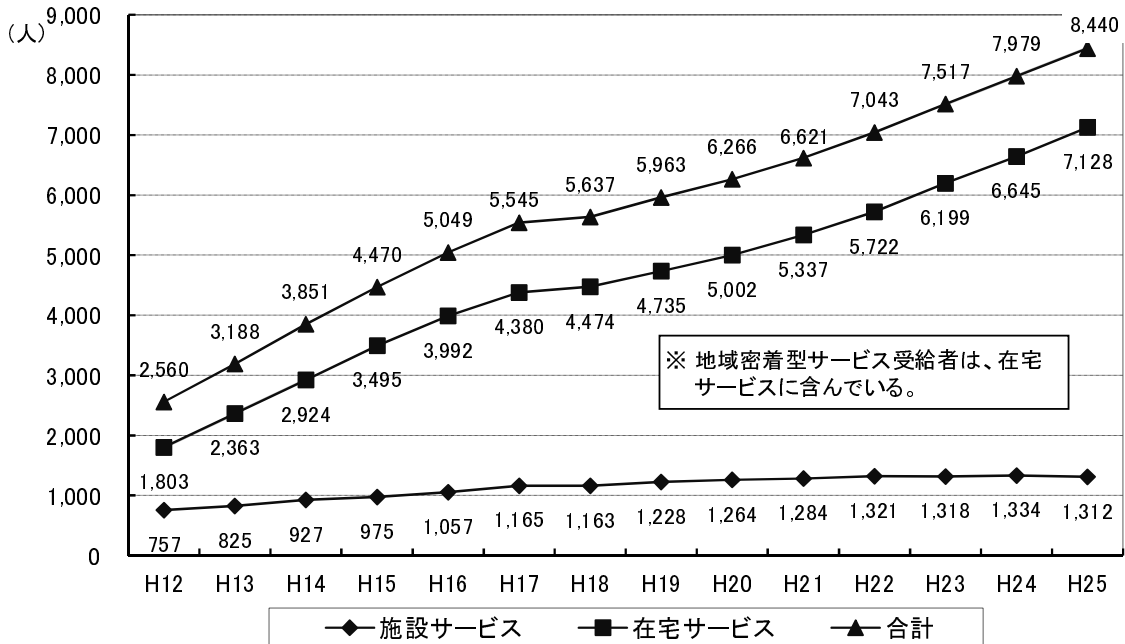


2 第5期介護保険事業計画の達成状況と評価

(1) 介護サービス等利用状況

本市の介護サービスの受給者は、平成25年（2013年）10月実績で8,440人、うち在宅サービスが7,128人、施設サービスが1,312人となっている。

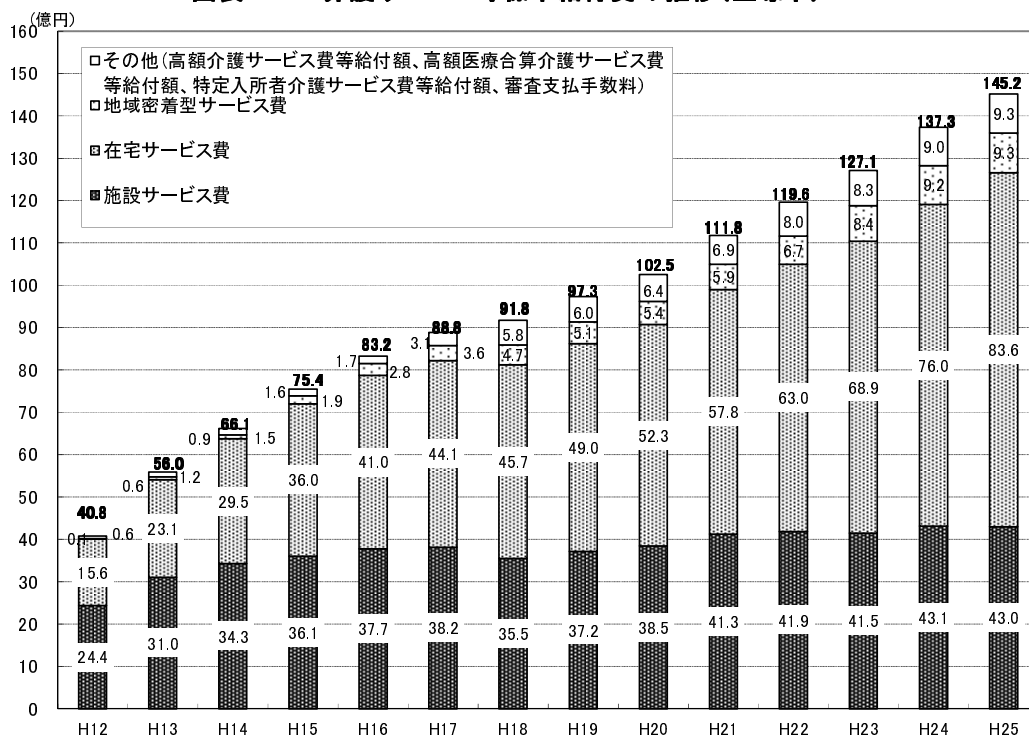
図表 1-12 介護サービス受給者数推移(各年10月実績)



(2) 介護サービス給付状況

本市の標準給付費の推移をみると、サービス利用の増加に伴い、年々増加する傾向にある。平成23年度(2011年度)から平成24年度(2012年度)にかけて10億円以上増加したのに対して、平成24年度(2012年度)から平成25年度(2013年度)にかけて7.9億円増加している。

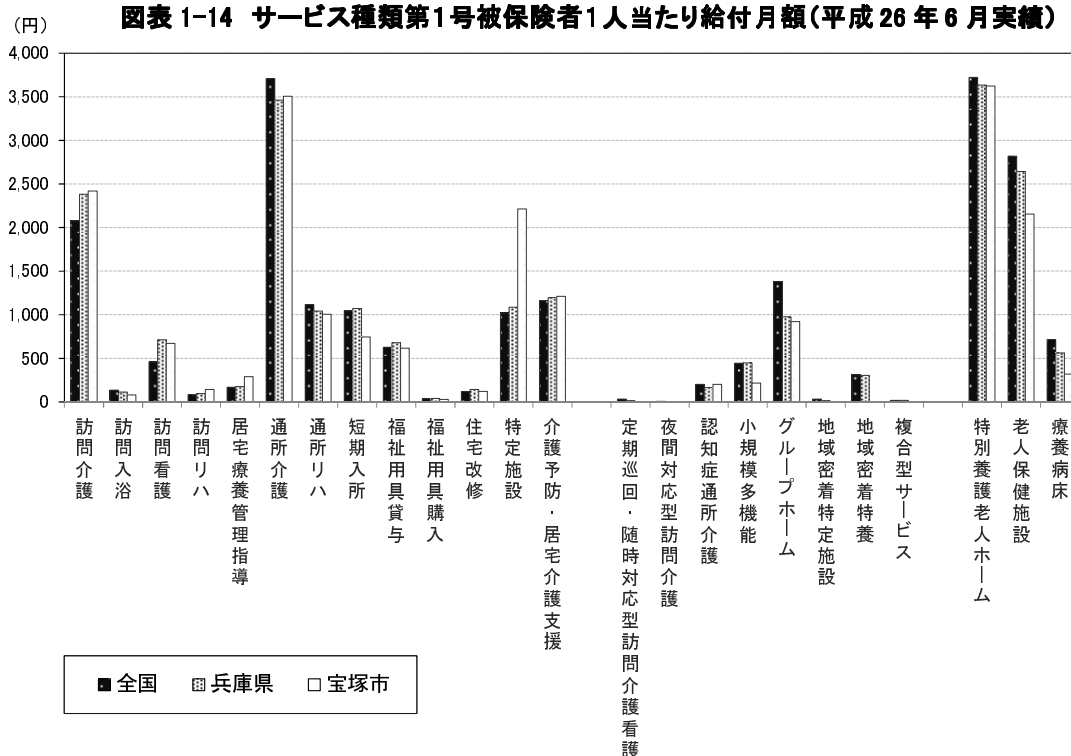
図表 1-13 介護サービス等標準給付費の推移(宝塚市)



(3) サービス種別被保険者1人当たりの給付月額(対全国、兵庫県比較)

被保険者1人当たりの給付月額をサービス種類別にみると、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)が全国や兵庫県平均と比べて高く、施設サービスを除けば、本市で3番目となっている。

図表 1-14 サービス種類第1号被保険者1人当たり給付月額(平成26年6月実績)



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本方針

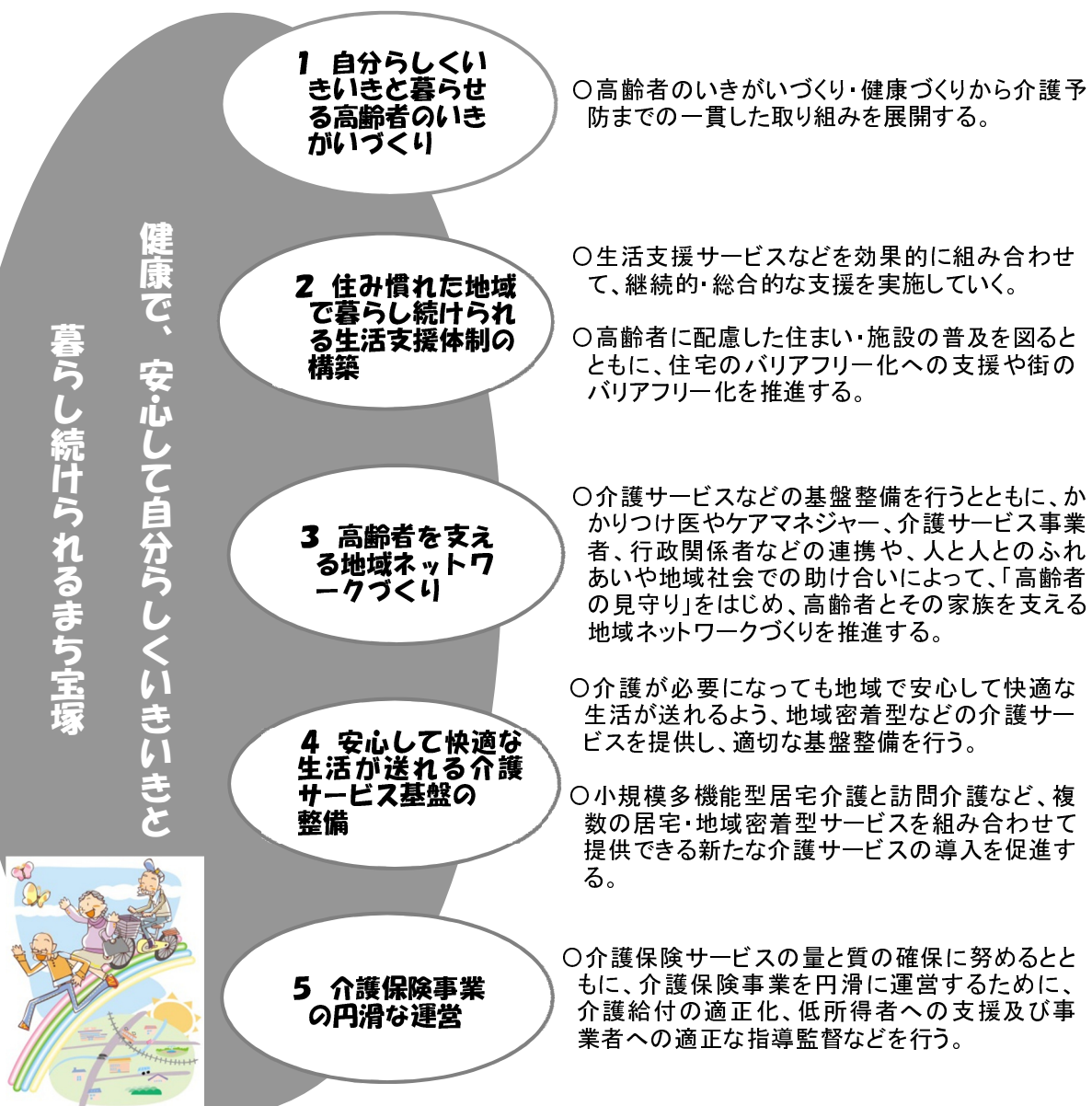
高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援サービス、⑤住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が第5期計画から始まっている。

第6期計画においては、この取組を継承・発展させ、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域づくりを本格化させていく必要がある。

本計画では、本市が取り組んできた内容を継承し、制度改正に伴う新たな事業を展開しながら、本市の地域包括ケアシステムの構築をめざすものである。

計画の基本理念は、これまでの計画の基本理念である「**健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚**」を継承する。

図 1-15 計画の基本理念と基本方針



2 計画の体系

高齢者福祉計画

健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚

《基本方針1》

自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがづくり

1 高齢者のいきがづくりの促進

(1) 生涯学習等の推進

(2) 社会参加の促進

2 健康づくり・介護予防の推進

(1) 市民の健康づくりの推進

(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

《基本方針2》

住みなれた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築

1 在宅生活を支える多様な支援の充実

2 認知症支援策の推進

(1) 認知症予防と理解の促進

(2) 認知症の早期発見・早期対応

(3) 認知症ケアネット(ケアパス)の作成

(4) 認知症高齢者の見守り・支援

(5) 若年性認知症の支援

3 安心して住み続けられる住まい・まちづくり

(1) 住まい環境の向上

(2) 福祉のまちづくりの推進

(3) 災害時における高齢者支援体制の確立

《基本方針3》

高齢者を支える地域ネットワークづくり

1 高齢者を支える地域ネットワークづくり

(1) 地域包括支援センターの充実

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

(3) 医療と介護の連携

2 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の利用支援

(2) 福祉サービス利用援助

(3) 権利擁護に関する体制の充実

(4) 高齢者虐待防止の普及・啓発

健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚

《基本方針4》

安心して快適な生活が送れる介護サービス基盤の整備

1 介護サービスの見込み量

(1) 介護給付等に係るサービス利用者数・給付量の推計

(2) 特別給付に係る給付量推計

(3) 介護サービス基盤整備計画

2 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

(2) 包括的支援事業

(3) 任意事業

3 保険料の算定

(1) 給付と負担の関係

(2) 第6期給付費の見込み

(3) 第6期介護保険料設定の基本的な考え方

(4) 第6期介護保険料段階の基本的な方針

《基本方針5》

介護保険事業の円滑な運営

1 低所得者への配慮

2 適正な認定調査実施体制の確保

3 介護給付内容の点検等

4 相談体制の充実

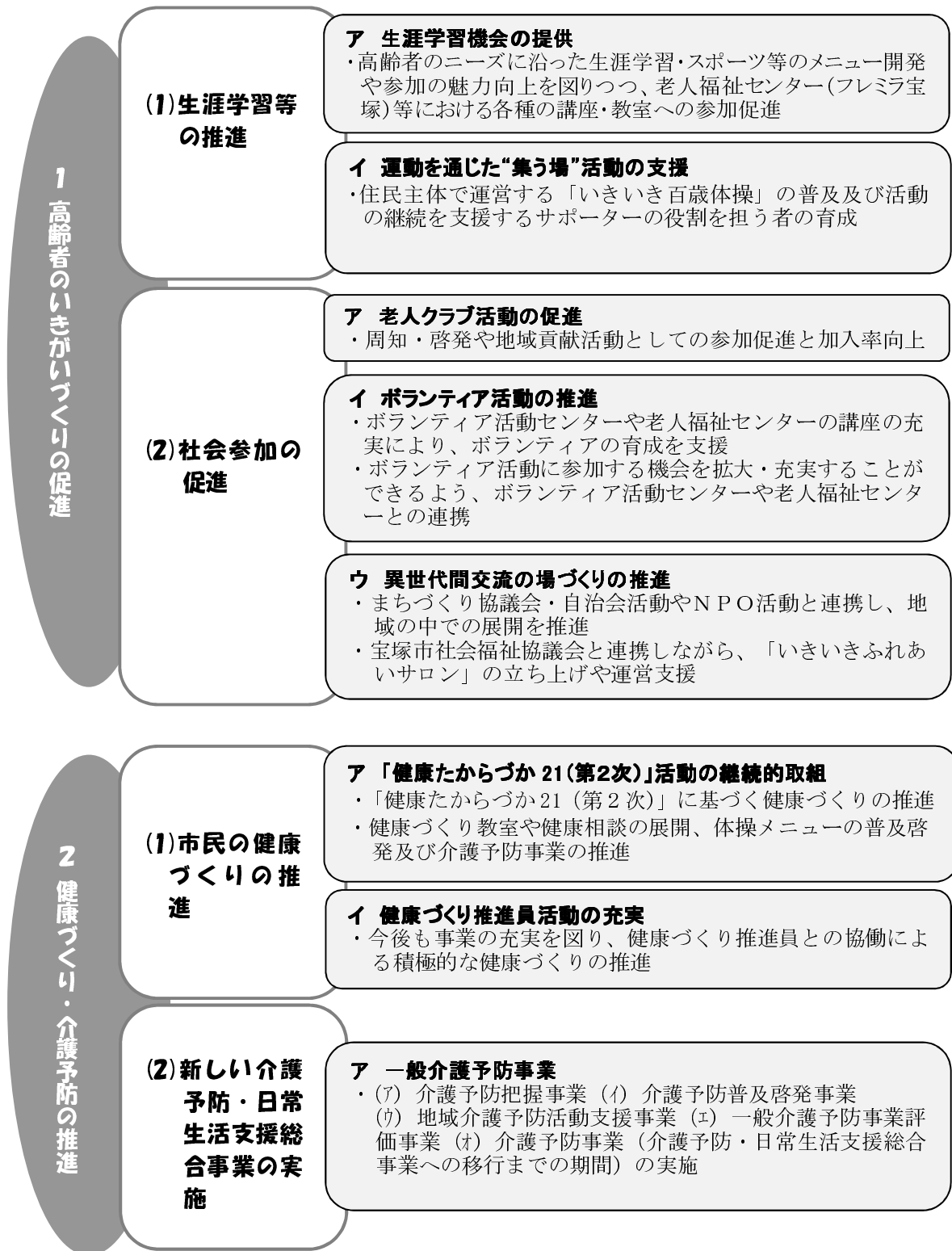
5 制度の普及啓発等

6 ケアマネジャーへの支援

7 市介護事業者への支援

第1章 自分らしくいきいきと暮らせる高齢者のいきがいづくり

◆高齢者が、健康でいきいきと、その人らしく、いきがいを持って活躍できるよう支援する。



第2章 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築

◆高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進める。

1 在宅生活を支える
多様な支援の充実

○生活支援サービス

自立支援

(ア) 生活援助等サービス事業、(イ) 短期入所事業、(ウ) 緊急通報システム事業、(エ) 日常生活用具等給付事業、(オ) 介護ファミリーサポートセンター事業、(カ) 住宅改造資金助成事業

在宅高齢者支援(要介護4・5)

(キ) ねたきり高齢者マッサージサービス事業、(ク) 福祉タクシー料金助成・リフト付タクシー料金助成、(ケ) 訪問理美容サービス事業

○地域支援事業(任意事業)

(ア) 家族介護支援事業(徘徊高齢者家族支援サービス、在宅高齢者介護手当支給事業)、(イ) 地域自立生活支援事業(シルバーハウジング生活援助員派遣事業、配食サービス)、(ウ) 成年後見制度利用支援事業、(エ) 高齢者見守りネットワーク事業(安心キット配布事業)

2 認知症支援策の推進

(1) 認知症予防と理解の促進

- ・介護予防教室や健康教室等の実施
- ・地域包括支援センターでの相談や市における「もの忘れ相談」等、認知症の相談窓口の周知
- ・認知症に対する正しい理解の浸透や認知症の早期発見・早期対応につながるよう、パンフレットの配布、認知症講座、認知症サポーター養成講座等の実施

(2) 認知症の早期発見・早期対応

- ・早期発見後、早期の診断につなげるため、県が指定・設置している認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの、医療機関との連携体制の強化

(3) 認知症ケアネットワーク(ケアパス)の作成

- ・地域の医療機関や介護サービス事業者の情報や、認知症の進行状況に応じた支援内容などを示す「認知症ケアネットワーク(ケアパス)」の作成
- ・「認知症ケアネットワーク(ケアパス)」の効果的な運用のあり方について、関係機関との連携による検討

(4) 認知症高齢者の見守り・支援

- ・認知症サポーター養成講の実施や認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの育成
- ・地域ケア会議等を通じた、地域の見守り、ネットワークづくりの推進、徘徊高齢者家族支援サービス事業、成年後見制度、家族会などの利用などによる家族の介護負担の軽減

(5) 若年性認知症の支援

- ・早期発見、早期対応等に関する正しい知識の普及啓発
- ・悩みや心配事などの相談と医療機関や家族会、利用できるサービスに関する情報提供など、適切な支援
- ・行政、医療機関、地域包括支援センター、介護保険事業所等、関係機関の連携体制の整備

3 安心して住み続けられる住まい・まちづくり

(1) 住まい環境の向上

- ・高齢者に配慮した住まい・施設の普及、住宅改造資金助成事業を通じた住宅のバリアフリー化などの支援

(2) 福祉のまちづくりの推進

- ・バリアフリー化の促進
- ・「福祉のまちづくり条例」に基づいた指導
- ・道路、公共交通機関などにおける快適な歩行空間の整備

(3) 災害時における高齢者支援体制の確立

- ・関係機関との連携による「宝塚市災害時要援護者支援指針」の普及
- ・地域自らが地域内の災害時要援護者を支援する個別支援計画の作成
- ・災害時に機能する支援体制づくりの推進

第3章 高齢者を支える地域ネットワークづくり

◆高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されるように、様々なサービスの地域連携体制づくりを進める。

1 高齢者を支える地域ネットワークづくり

(1) 地域包括支援センターの充実

ア 地域支援センターの充実

- ・地域の状況を勘案した適切な配置の検討や地域包括支援センターが果たすべき役割の明確化による体制強化
- ・職員の資質の向上、地域の総合相談窓口としての存在をより一層地域住民へ周知

イ 地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議の充実

- ・地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議の継続開催による事例検討や、地域課題の発見・解決
- ・各関係機関、参加者の質の向上

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

ア 地域における見守りネットワークの充実

- ・地域住民、自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体、行政、社会福祉協議会、福祉事業関係者などによるネットワークの充実

イ 地域における支え合いの仕組みづくり

- ・地域住民や市民活動団体、市社会福祉協議会、行政等が連携・協働する仕組みづくり

ウ 生活支援コーディネーターの配置

- ・生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置とその活動支援
- ・各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を図る場（協議体）の設置

(3) 医療と介護の連携

ア 在宅医療・介護連携推進事業の実施

- ・医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をめざした「在宅医療・介護連携推進事業」の実施

イ かかりつけ医の普及・啓発

- ・健康増進や病気の早期発見に取り組めるよう、「かかりつけ医」普及・啓発

2 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度等の利用支援

- ・ 成年後見制度利用支援事業の継続
- ・ 市長による申立ての実施や、生活保護受給者等へ申立て費用の助成制度の利用困難者への資産や貯蓄等に応じた報酬の助成
- ・ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用促進

(2) 権利擁護に関する体制の充実

- ・ 権利擁護支援センター機能の発揮
- ・ 成年後見制度を支える担い手になりうるよう、市民後見人の養成と法人後見制度の体制整備の検討
- ・ 市民後見人を支援及び監督できる体制整備の検討

(3) 高齢者虐待防止の普及・啓発

- ・ 高齢者虐待防止ネットワーク会議による権利擁護
- ・ 関係団体や関係機関等と連携、協力体制の推進
- ・ 高齢者虐待の防止、早期発見及び見守り支援等に資する広報・啓発



第3編 介護保険事業計画

第1章 介護サービスの見込み量

- 国・県の基本方針を前提とし、今後の高齢者数推計、給付実績及びアンケート調査等を反映しつつ、介護サービス利用者数・給付量を推計する。
- 兵庫県の策定指針を前提とし、現在の整備状況や今後の高齢化等の推移を踏まえながら、負担（保険料）と給付のバランスを考慮し、高齢者が住み慣れた地域での生活を維持できるよう、整備目標量を設定する。
- 特に住み慣れた地域での生活の継続の環境づくりを促進するため、重点的に小規模多機能型居宅介護事業所の整備や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備目標量を設定する。

図表 3-1 介護サービス等利用者見込み数(月平均)

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設サービス利用者	1,473	1,519	1,548
居住系サービス利用者	1,059	1,134	1,185
居宅サービス等利用者	6,839	7,217	7,641
居宅サービス利用者	4,269	4,524	4,817
介護予防居宅サービス利用者	2,570	2,693	2,824
介護サービス等利用者合計	9,371	9,870	10,374

※ 施設サービス利用者：介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は地域密着型老人福祉施設の利用者

※ 居住系サービス利用者：(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者

※ 居宅サービス等利用者：訪問介護等の居宅サービス利用者と施設・居住系を除く地域密着型サービス利用者

※ 介護予防居宅サービス利用者：居宅サービス等利用者のうち介護予防サービスを受給している利用者

図表 3-2 介護予防居宅サービスの利用者数及び回数(日数)の見込み数

介護予防居宅サービス		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護	利用者数 (人/月)	1,521	1,594	836
	利用回数 (回/月)	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	利用者数 (人/月)	0	0	0
	利用回数 (回/月)	0	0	0
介護予防訪問看護	利用者数 (人/月)	126	132	139
	利用回数 (回/月)	785	796	838
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数 (人/月)	33	34	36
	利用回数 (回/月)	337	348	370
介護予防通所介護	利用者数 (人/月)	1,262	1,377	745
介護予防通所リハビリテーション	利用者数 (人/月)	198	207	217
介護予防短期入所生活介護	利用者数 (人/月)	12	12	13
	利用日数 (日/月)	70	70	75
介護予防短期入所療養介護	利用者数 (人/月)	2	2	2
	利用日数 (日/月)	15	15	15
介護予防福祉用具貸与	利用者数 (人/月)	591	621	653
介護予防居宅介護支援	利用者数 (人/月)	2,540	2,662	2,791
介護予防居宅療養管理指導	利用者数 (人/月)	109	115	121
	利用回数 (回/月)	368	389	409

図表 3-3 居宅サービスの利用者数及び回数(日数)の見込み数

居宅サービス		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	利用者数 (人/月)	2,059	2,235	2,369
	利用回数 (回/月)	45,034	49,573	52,728
訪問入浴介護	利用者数 (人/月)	80	82	87
	利用回数 (回/月)	411	429	456
訪問看護	利用者数 (人/月)	830	881	927
	利用回数 (回/月)	7,717	8,195	8,626
訪問リハビリテーション	利用者数 (人/月)	225	237	250
	利用回数 (回/月)	2,368	2,495	2,632
通所介護	利用者数 (人/月)	2,205	2,323	2,442
	利用回数 (回/月)	21,735	22,926	24,127
通所リハビリテーション	利用者数 (人/月)	765	808	851
	利用回数 (回/月)	6,255	6,611	6,967
短期入所生活介護	利用者数 (人/月)	478	506	536
	利用日数 (日/月)	4,856	5,143	5,451
短期入所療養介護	利用者数 (人/月)	84	91	95
	利用日数 (日/月)	548	591	618
福祉用具貸与	利用者数 (人/月)	2,459	2,605	2,749
居宅介護支援	利用者数 (人/月)	4,165	4,386	4,613
居宅療養管理指導	利用者数 (人/月)	1,269	1,344	1,420
	利用回数 (回/月)	5,075	5,372	5,674

(単位：人)

図表 3-4 地域密着型サービス利用者の見込み数

地域密着型サービス		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	利用者数 (人/月)	27	41	52
	利用者数 (人/月)	10	10	10
(介護予防)認知症対応型 通所介護	利用者数 (人/月)	131(0)	139(0)	146(0)
	利用回数 (回/月)	1,205(0)	1,279(0)	1,344(0)
(介護予防)小規模多機能 居宅介護・看護小規模多機能 型居宅介護(複合型サービス)	利用者数 (人/月)	111(10)	153(14)	198(18)

※(介護予防)認知症対応型通所介護及び(介護予防)小規模多機能居宅介護は予防と介護の合計、()内は予防人数
 ※看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)は、小規模多機能型居宅介護に含めて推計

図表 3-5 施設サービス利用者の見込み数

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	911	928	928
介護老人保健施設	507	507	507
介護療養型医療施設	55	55	55
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	29	58
施設サービス利用者合計	1,473	1,519	1,548

図表 3-6 居住系サービス利用者の見込み数

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定施設入居者生活介護	819	870	921
認知症対応型共同生活介護	240	264	264
居住系サービス利用者合計	1,059	1,134	1,185

図表 3-7 特別給付・配食サービスの利用実績と見込み数

(人/月)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
815	815	851	886	928	971

(食/月)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
18,568	18,971	19,795	20,605	21,576	22,570



■地域密着型サービス基盤の整備

図表 3-8 地域密着型サービス基盤の整備状況図（平成 26 年 10 月現在）

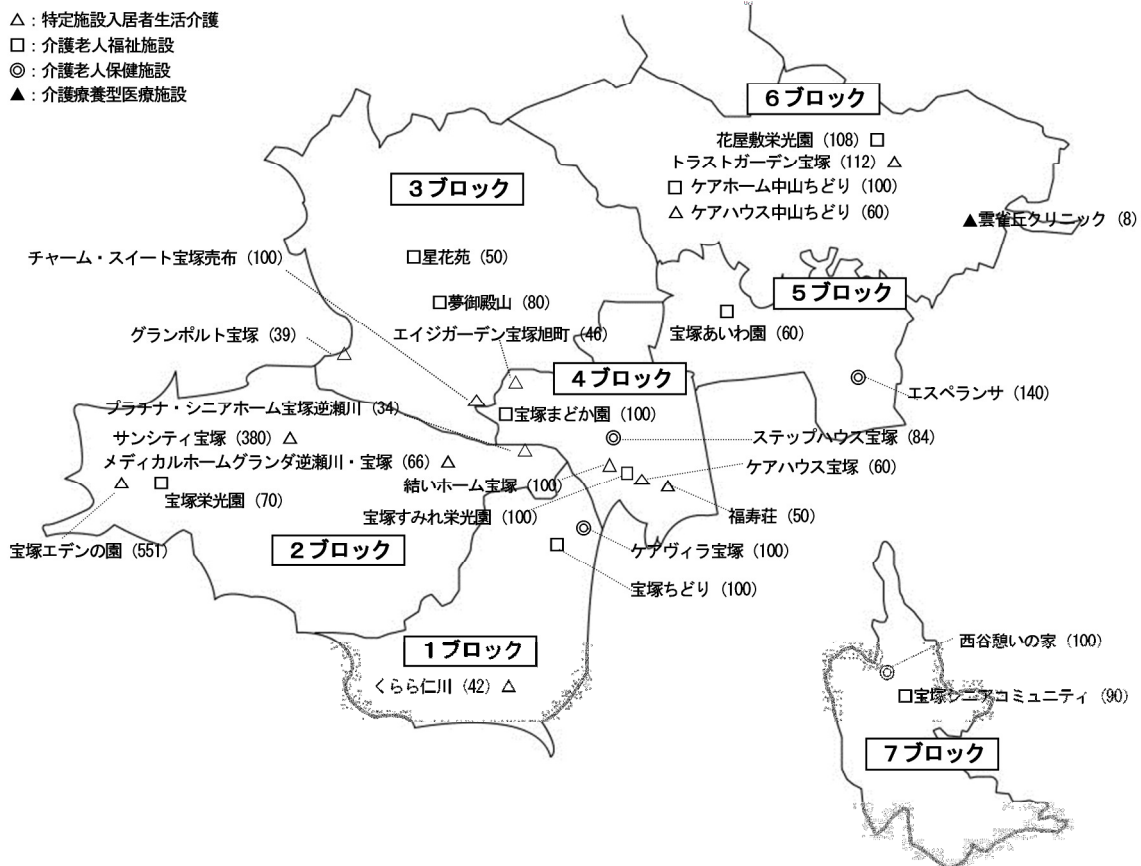


図表 3-9 地域密着型サービスの整備計画(平成 27~29 年度)

日常生活圏域	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者 GH)	認知症対応型通所介護	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回随時対応型訪問介護看護
1ブロック	1事業所 (登録定員 25 人)	1事業所 (2 ユニット 18 人)	-	1施設 (定員 29 人)	1事業所
2ブロック	1事業所 (登録定員 25 人)	1事業所 (2 ユニット 18 人)	1事業所 (定員 3 人)		
3ブロック	1事業所 (登録定員 25 人)	-	-	1施設 (定員 29 人)	1事業所
4ブロック	1事業所 (登録定員 25 人)	-	1事業所 (定員 12 人)		
5ブロック	1事業所 (登録定員 25 人)	1事業所 (2 ユニット 18 人)	1事業所 (定員 12 人)		
6ブロック	1事業所 (登録定員 25 人)	-	-	-	-
7ブロック	-	-	-		
合計	6事業所 (登録定員 150 人)	3事業所 (6 ユニット 54 人)	3事業所 (定員 27 人)	2施設 (定員 58 人)	2事業所

■施設・居住系サービス基盤の整備

図表 3-10 施設・居住系サービス基盤の整備状況図（平成 26 年 10 月現在）



図表 3-11 施設・居住系サービス基盤整備計画(平成 27 年度～29 年度) (単位：人)

種 別		施設数	定員数	
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	広域型	1	100	158
	地域密着型	2	58	
介護老人保健施設		-	0	
介護療養型医療施設		-	0	
認知症高齢者グループホーム		3	54	
特定施設入居者生活介護 (混合型)	有料老人ホーム	-	0	40
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	-	10	
	サービス付き高齢者向け住宅	1	30	
	養護老人ホーム	-	0	

■サービス付き高齢者向け住宅の整備

サービス付き高齢者向け住宅の整備希望者に対しては特定施設入居者生活介護の指定を受けるよう誘導し、特別養護老人ホームの代替的機能が担えるよう図っていく。

図表 3-12 サービス付き高齢者向け住宅の登録状況(平成 27 年 1 月現在)

	兵庫県	宝塚市
登録棟数	233	14
登録戸数	8,518 戸	551 戸

第2章 地域支援事業

◆介護や支援が必要になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるための地域包括ケアの推進のために実施する。

1 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた体制整備

- ・介護保険制度における地域支援事業の見直しに伴う、介護予防一般高齢者施策や介護予防二次予防事業対象者施策等の再編成
- ・平成29年(2017年)4月までに介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を実施、その間、移行準備期間として、生活支援サービスの基盤整備などの総合事業の体制整備

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

- ・要支援認定者や基本チェックリストにおいて介護予防・生活支援サービス事業が必要と判断された高齢者が、適切な介護予防ケアマネジメントにより、訪問型サービス及び通所型サービス、その他の生活支援サービスが連動したかたちで利用することができるよう、その仕組づくりと環境整備の検討
- ・多様な人及び団体が参画した柔軟で効果的な取組や、介護予防に資するための高齢者当事者の支援者活動への参加の促進による高齢者が安心して在宅で生活できるサービスを効果的・効率的に提供するための検討
- ・生活支援サービスコーディネーターの設置による地域資源の開発やネットワーク化の取組の検討

(3) 一般介護予防事業

- ・一人でも多くの高齢者が介護予防の効果を実感できるように、住民の自主的な介護予防活動も含め、介護予防の取組を全市的に広めるべく準備の実施

(4) 介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業への移行までの期間)

ア 介護予防一般高齢者施策

介護予防事業に関する知識の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成支援

a. 介護予防普及啓発事業

冊子やチラシによる啓発、介護予防に関心のある地域のグループに対する介護予防に関する講座の実施

b. 地域介護予防活動支援事業

介護予防事業に関わるボランティア等の人材育成や、地域活動組織の育成支援の継続推進

c. いきいき百歳体操

住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」の実施及び地域での主体的・継続的な介護予防活動に向けた支援

2 包括的支援事業

(1) 介護予防ケア マネジメント事業

- ・要支援の認定を受けた高齢者に対する予防給付に関するケアマネジメントを実施

(2) 総合相談支援 事業

- ・地域におけるボランティア団体、保健・医療・福祉関係者とのネットワークづくり
- ・高齢者の心身の状態や生活環境等の実態調査
- ・各種サービスの情報提供や利用支援及び初期相談から継続的な相談活動

(3) 権利擁護事業

- ・高齢者虐待の防止、早期発見及び見守り支援等の広報、啓発
- ・成年後見制度の普及啓発や権利擁護のための支援

(4) 包括的・継続的 ケアマネジメント 事業

- ・ケアマネジャーへの助言やネットワークづくり、地域における保健・医療・福祉・ボランティア・NPO等の社会資源との連携、協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築

3 任意事業

- 介護家族の支援や高齢者の地域での自立した日常生活を支援するための事業
- ・徘徊高齢者家族支援サービス
- ・在宅高齢者介護手当支給事業
- ・地域自立生活支援事業（シルバーハウジング生活援助員派遣事業）
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・地域自立生活支援事業（配食サービス）



第3章 保険料の算定

■3か年の介護保険給付費の見込み

図表 3-13 平成 27 年度～平成 29 年度の介護保険給付費の見込み

単位：千円

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	合計
介護給付費 ①	14,652,070	15,671,999	16,571,924	46,895,993
予防給付費 ②	1,510,049	1,608,166	1,187,212	4,305,427
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 ③	128,351	208,130	214,359	550,841
特定入所者介護サービス費等給付額 ④	506,808	483,627	479,107	1,469,542
高額介護サービス費等給付額 ⑤	300,384	330,420	363,456	994,260
高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑥	54,900	63,132	72,600	190,632
審査支払手数料 ⑦	14,121	18,928	20,368	53,418
標準給付費 (①+②-③+④+⑤+⑥+⑦)	16,909,981	17,968,142	18,480,308	53,358,431
地域支援事業費	358,726	381,091	804,106	1,543,923
財政安定化基金償還金	76,067	76,067	76,067	228,200
市特別給付費	88,035	92,183	96,429	276,647

○第 5 期計画に財政安定化基金より借入を行ったため、第 6 期計画の財政安定化基金償還金は 3 年間で 228,200 千円となっている。

■財源構成

第 6 期から被保険者の保険料のうち、原則として 22%を第 1 号被保険者、28%を第 2 号被保険者が負担することになった。標準的な介護給付費の財源構成を示したものが、図表 3-14 である。

図表 3-14 第 5 期、第 6 期における介護給付費の財源構成

		内訳		第 5 期	第 6 期
総事業費	標準給付費	50% 保険料	第 1 号被保険者保険料 (65 歳以上の被保険者の保険料)	21.0%	22.0%
			第 2 号被保険者保険料 (40 歳以上 65 歳未満の被保険者の保険料)	29.0%	28.0%
	50% 公費	国	調整交付金 ^{※1}	5.0%	5.0%
			負担金	20.0%	20.0%
		兵庫県	負担金	12.5%	12.5%
	宝塚市	負担金	12.5%	12.5%	
利用者負担 (総事業費の 10%、一定所得以上の場合は 20%)					

※ 1 後期高齢者数や高齢者の所得水準は市町村でばらつきがある。そのため第 1 号保険料率は市町村間で格差があり、それを調整するために国から交付されるもの。

※ 2 () 内は、施設サービス給付費の負担割合。

○市特別給付費の利用者負担を除いた財源構成は、65 歳以上の高齢者 (第 1 号被保険者) の保険料だけが財源となる。

■第1号被保険者の保険料段階の設定

○国は、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から標準段階をこれまでの6段階から、標準9段階に見直した。その際、「住民税課税層の更なる多段階化や各段階の負担割合については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定できる」との考えが示された。

○本市では、国の方針を踏まえ、第6期計画では、第5期で設定した12段階を、さらに負担能力に応じた保険料段階として14段階と設定する。

○第5期計画では第12段階の本人課税合計所得1,000万を上限としていたが、より負担能力に応じた保険料とするため、上限を1,500万とする。

図表 3-15 第6期計画の所得段階別保険料額

所得段階	対象者	料率	保険料額(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下	基準額×0.500 〔軽減後〕 平成27・28年度 基準額×0.45 平成29年度 基準額×0.3	34,700円 〔軽減後〕 平成27・28年度 31,200円 平成29年度 20,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計120万円以下	基準額×0.625 〔軽減後〕 平成29年度 基準額×0.5	43,400円 〔軽減後〕 平成29年度 34,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計120万円超	基準額×0.750 〔軽減後〕 平成29年度 基準額×0.7	52,100円 〔軽減後〕 平成29年度 48,600円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる)で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	基準額×0.900	62,500円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる)で合計所得金額と課税年金収入の合計80万円超	基準額×1.000	69,500円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満	基準額×1.150	79,900円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上190万円未満	基準額×1.300	90,300円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額190万円以上290万円未満	基準額×1.500	104,200円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額290万円以上400万円未満	基準額×1.700	118,100円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上600万円未満	基準額×1.950	135,500円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額600万円以上800万円未満	基準額×2.200	152,900円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額800万円以上1000万円未満	基準額×2.450	170,200円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額1000万円以上1500万円未満	基準額×2.700	187,600円
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額1500万円以上	基準額×2.950	205,000円

※上表の保険料額については、宝塚市介護保険条例の改正手続を経て正式決定する。

■公費投入による低所得者の負担軽減

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入し、低所得者の保険料を軽減する。

第4章 介護保険事業の円滑な運営

1 低所得者への配慮等

- (1) 居住費と食費が低所得者の方の負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として保険給付をしてきたが、平成27年8月から「配偶者の所得の勘案」「預貯金等の勘案」「非課税年金の勘案」が行われる。
- (2) 1か月に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた月額上限額を超えた場合は、その超えた金額を高額介護（予防）サービス費として支給しており、平成27年8月から高額介護（予防）サービス費の月額上限額が見直される。
また、医療保険と介護保険の両方を利用し、その利用者負担額を合算して、年額上限額を超えた場合は、その超えた金額を高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給しており、算定期間平成27年8月から、高額医療合算介護（予防）サービス費においても、月額上減額が見直される。
- (3) 低所得で特に生計が困難である人を対象とし、介護サービス事業者である社会福祉法人は、自ら提供する特定の介護サービスに関し、1割負担の額を含め、食費・居住費を軽減する措置を行っている。

2 適正な認定審査実施体制の充実

- (1) 認定調査員に対し、調査項目の判断基準の再確認や面接技術、特記事項の記載方法などについて継続的な研修を行い、資質の向上を行う。
また、認知症や障がいのある人など高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、調査対象者の日頃の状態や障がいによる生活面での困難を的確に説明できる介護者や家族等の同席など積極的な関与を勧め、円滑な実施に努めていく。
さらに、要介護認定の変更認定及び更新認定にかかる認定調査の内容を本市の職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検し、適切かつ公平な要介護認定に努める。
- (2) 介護認定審査会において、研修や委員相互の情報交換を行い、必要な知識・技能の修得に努め、合議体間の審査判断基準の統一した運用をめざしていく。
認定調査については、統一した調査水準が維持できるよう、調査員研修や調査を委託している指定居宅介護支援事業者への指導を通じて適正な認定調査を実施していく。

3 介護保険事業の適正な運営

- (1) 介護保険制度改正に伴い、平成28年4月から定員18人以下の通所介護事業所は今後地域密着型サービスに移行されるため、適正な指定・指導ができるよう、体制を整備する。
また、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が移譲されることから、円滑な実施ができるよう、準備を進めていく。
- (2) 介護保険を持続可能な制度として運営していくため、国及び兵庫県の第3期介護給付適正化計画に基づき、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知といった事業を着実に実施することで、介護給付の適正化を図る。

4 相談体制の充実

- (1) 地域包括支援センターは高齢者の身近な相談窓口であり、①予防給付、介護予防ケアマネジメント事業、②地域の高齢者の実態把握や各種生活支援サービス等に関する総合相談・支援事業、③虐待の防止、早期発見等権利擁護のための必要な援助、④支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言・ネットワークづくりなどを行う。
- (2) 介護サービスに対する苦情相談については、相談窓口を市に設け、受付、調査、指導及び助言を行う。また、市で解決できない困難事例については、兵庫県と連携して解決を図るとともに、兵庫県国保連合会に事案を引き継いで解決へ導く。
- (3) 介護相談員派遣等事業を通じて、市内の特別養護老人ホームなどの施設に、定期的に介護相談員を派遣し、施設利用者やその家族からの相談に応じて、不満や不安、疑問の解消に努めるとともに、施設のスタッフとの話し合いなどを進め、問題の解決やサービスの改善を図る。

5 介護サービス情報の公表と介護サービスの適正な運営

- (1) 都道府県により介護サービス事業所の事業所概要・詳細情報や運営情報など公表する「介護サービス情報公表システム」の周知を図ることで、利用者のサービス選択を支援する。
また、地域包括ケアシステムの構築の観点から、高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために有益な情報となる地域包括支援センターの取り組みとともに、配食や見守りなどの生活支援に関する情報についても情報収集・情報発信を進める。
- (2) 事業者による自己評価の実施及びその結果公表の促進を図る。
- (3) 介護保険制度改正で介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設への入所が原則要介護3以上に限定される一方で、要介護1又は2の人の特例入所が認められることとなったことを受け改正された「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル」により、介護の必要の程度や家族等の状況など、入所の必要性や緊急性を評価、適正に入所調整を行う。
- (4) 介護保険サービスの提供により利用者や入所者に事故が発生した場合は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例により市に報告する。

6 制度の普及啓発等

市広報紙及び介護保険特集号の発行、制度説明のパンフレットの作成、市ホームページにおける制度説明、介護保険市民フォーラム等の講演会の開催、公民館や福祉施設での説明会や各地区での出前講座・ふれあいトークなどの実施など、介護保険制度に関する周知にも努めており、今後もその内容の充実を図るとともに、多様な媒体・機会を活用した積極的な普及啓発を進める。

7 ケアマネジャーへの支援

ケアマネジャーがその職務を円滑に遂行できるよう、今後も継続してケアプラン指導研修事業や、主任ケアマネジャーによる個別相談、後方支援体制を整える。

また、行政施策情報の提供や研修会の実施により、ケアマネジャーが必要とする知識を取得する機会を設ける。

8 市介護保険事業者への支援

事業者相互の交流と連携と利用者のニーズに合った良質で安定したサービスの提供と質の向上をめざすことを目的として設立した市介護保険事業者協会と連携し、研修の共同開催や指導助言、資料提供の支援を行うとともに、協働して介護保険事業の運営の質的向上を図る。



平成 27～29 年度（2015～2017 年度） ゴールドプラン 21 宝塚（概要版）
宝塚市高齢者福祉計画・第 6 期宝塚市介護保険事業計画

平成 27 年（2015 年）3 月

宝 塚 市

発行： 宝塚市

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号

主管： 健康福祉部 健康長寿推進室 介護保険課

いきがい福祉課

健康推進課

電話：0797-71-1141（代） ファックス：0797-71-1355